



平成27年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト リ ン ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 内 山 幸 樹  
(コード番号：3680 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 高 尾 秀 四 郎  
( TEL. 03-5745-3900)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成27年 3 月 26 日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の変更の理由

当社定款におきましては社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条及び第40条の規定を改正するものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 4 章 取締役及び取締役会  (社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会  (取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第29条及び第40条の変更については、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行（平成27年5月1日）をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則はその効力発生後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年3月26日
定款変更の効力発生日	平成27年5月1日

以 上